

山形県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）及び山形県地球温暖化防止活動推進員（山形県環境マイスター）（以下「推進員（山形県環境マイスター）」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために推進員及び推進員（山形県環境マイスター）を置く。

(推進員の活動)

第3条 推進員及び推進員（山形県環境マイスター）は、法第37条第2項に基づく活動のほか、法第38条の規定に基づき設置された山形県地球温暖化防止活動推進センターの事業等に対して必要な協力を行う。

(委嘱)

第4条 推進員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから知事が委嘱する。

(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの。

ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの。

ニ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。

2 推進員（山形県環境マイスター）は、次の各号の要件を全て満たす者を、知事が委嘱する。

(1) 事業者団体、NPO法人環境市民及び山形県地球温暖化防止活動推進センターなどが共同で認証する環境マイスターのうち、事業者団体の長による推薦を受けること。

(2) 前項第2号イからニのいずれにも該当しないこと。

3 知事は、推進員を委嘱したときは、当該推進員に委嘱状（様式第1号）及び身分

証明書（様式第2号）を交付するものとする。

- 4 知事は、推進員（山形県環境マイスター）を委嘱したときは、当該推進員（山形県環境マイスター）に委嘱状（様式第1-2号）及び身分証明書（様式第2-2号）を交付するものとする。
- 5 推進員及び推進員（山形県環境マイスター）は、前条の活動を行うときは、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（推進員台帳の調整等）

- 第5条 委嘱を受けた推進員及び推進員（山形県環境マイスター）は、山形県地球温暖化防止活動推進員台帳（以下「台帳」という。）（様式第3号）に所要事項を記入し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、提出を受けた台帳を、当該推進員及び推進員（山形県環境マイスター）を委嘱している期間保管するとともに、第6条による報告を受けた場合は台帳を修正しなければならない。

（報告）

- 第6条 推進員及び推進員（山形県環境マイスター）は、第4条第3項及び第4項の規定による委嘱状を交付された日から、連絡先（住所、電話番号、FAX番号、E-mail）、活動可能な日・時間に変更が生じたときは、様式第4号により速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、推進員（山形県環境マイスター）については事業者団体の長がそれぞれ定期的に取りまとめのうえ、知事に一括して報告しなければならない。

（解嘱）

- 第7条 知事は、推進員及び推進員（山形県環境マイスター）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを解嘱するものとする。
- (1) 死亡した場合又は本人から辞任の申出があった場合。
 - (2) 第4条第1項又は第2項に規定する要件を満たさなくなった場合。
- 2 知事は、推進員及び推進員（山形県環境マイスター）が第3条に規定する活動を行う見込みがないと認めたときは、これを解嘱することができる。
 - 3 推進員及び推進員（山形県環境マイスター）は、前2項の規定によりその身分を失ったときは、直ちに身分証明書を知事に返付しなければならない。

（その他）

- 第8条 この要綱で定めるもののほか、推進員制度の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。

委 嘱 状

(推進員委嘱者氏名) 様

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条第1項の規定に基づき山形県地球温暖化防止活動推進員に委嘱します。

年 月 日

山形県知事 (氏名) 印

委 嘱 状

(推進員委嘱者氏名) 様

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条第1項の規定に基づき山形県地球温暖化防止活動推進員（山形県環境マイスター）に委嘱します。

年 月 日

山形県知事 (氏名) 印

〈 表 面 〉

身 分 証 明 書			
(写真)			No. _____
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	委 嘱 日	年 月 日	
(浮出し刻印)		上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき委嘱された、山形県地球温暖化防止活動推進員であることを証明します。	
年 月 日			
山形県知事 (氏 名) 印			

〈 裏 面 〉

山形県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化に関する知識を広め、身近にできる地球温暖化対策について、アドバイスや活動のお手伝いをします。

【注意】

- 1 この身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この身分証明書の記載事項を書き直してはならない。
- 3 推進員の身分を失ったときは、この身分証明書を直ちに発行者に返付しなければならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。

〈 表 面 〉

山形県地球温暖化防止活動推進員(山形県環境マイスター)

(写真)	氏 名	No. _____		
	生年月日	年	月	日
	委 嘱 日	年	月	日

(浮出し刻印) 上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき委嘱された、山形県地球温暖化防止活動推進員であることを証明します。

年 月 日

山形県知事 (氏 名) 印

〈 裏 面 〉

山形県地球温暖化防止活動推進員(山形県環境マイスター)は、地球温暖化に関する知識を広め、身近にできる地球温暖化対策について、アドバイスや活動のお手伝いをします。

【注意】

- 1 この身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この身分証明書の記載事項を書き直してはならない。
- 3 推進員の身分を失ったときは、この身分証明書を直ちに発行者に返付しなければならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。

様式第3号
(表面)

山形県地球温暖化防止活動推進員台帳

委嘱年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名	
生年月日	年 月 日
連 絡 先	〒
住 所	
電話番号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
職業 (勤務先、役職)	
所属する環境関連団体	
主な活動地域 (該当地域に○)	東南村山・西村山・北村山・最上・東南置賜・西置賜・庄内 (東田川・飽海)・その他 ()
活動可能な日・時間	
身分証明書	交付年月日 年 月 日 交付番号
備 考 (公的資格等)	

様式第3号
(裏面)

記載事項変更等記入欄

年 月 日	変 更 事 項 等 (住所、連絡先、職業等)

様式第4号

報告項目変更届出書

年 月 日

山形県知事 (氏 名) 殿

推進員氏名 _____

連絡先	〒
住所	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
活動可能な日・時間	
備考 (公的資格等)	